

大阪市廃止・特別区設置の「制度設計」

写真は大阪府・大阪市副首都推進局が3月、「出前協議会」開催に向けて作成した資料。大阪市廃止・特別区設置の「制度設計のポイント」が図示されている。大阪府は広域的な事務、大阪市廃止後の特別区は住民に身近な事務を担う。「住民の利便性を維持するため、区役所で窓口サービスなどを引き続き実施します」と。区役所は今と違って地域自治区の事務所であり、特別区の脆弱な財源で住民サービスを持続できるか、甚だ疑問だ。

協定書案では、次のように記されている(重複が多く一部抜粋)。

特別区が処理する事務—大阪市の区域に設置されることとなる特別区は、法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務(現に東京都の特別区が処理することとされる事務に相当する事務)を処理することになる。これらの事務に加え、次の①から③までに掲げる理由から、中核市が処理することとされている事務、都道府県及び指定都市が処理することとされる事務のうち、①から③までに照らし、住民に身近な事務を担うとする。①中核市の要件を上回る約60~75万の人口となること。②従来大阪市において培われてきた知見、実績、ノウハウ等を有し、また、従来の大阪市における組織体制をもとに、中核市が担うこととされる事務及び指定都市が担うこととされる事務の一部を処理するために必要な組織体制が整備されること。③従来大阪市が保有していた施設、設備等を基本的に承継し、また、財政調整制度により必要な財源が確保される制度設計となっていること。

大阪府が処理する事務—大阪府は、特別区設置法第10条の規定により、都とみなされ、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の視点から大阪全体における統一的な戦略で取り組むべき機能を一元的に担うものであり、大阪都市圏の集積及び広がりをつまみ、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理することとされる事務を処理することとする。

こうして協定書案を書き写すと、あらためて問題点が見えてくる。先の①から③の理由についての疑問である。大阪市を廃止し4特別区に分割して、組織体制が整備され、必要な財源が確保されるのか。分割のデメリット、脆弱な財源が考慮されていない。それは、事務の承継に当たっての留意点の記述にもあらわれている。「特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持するものとする」とあるが、設置の日以後は「維持するよう努めるものとする」に変わっている。

大阪市廃止後の事務の承継については、法定協議会でも再三にわたり議論になった。

(2020年7月29日)

